

添付文書

作成年月日 2002年 9月10日 (新様式第1版)
改訂年月日 2006年 3月31日 (第2版)
改訂年月日 2008年 3月21日 (第3版)
改訂年月日 2014年 12月18日 (第4版)

届出番号 13B2X00206000037

機械器具 22 検眼用器具
一般的名称 両眼視機能検査用機器 コードN 37071000
一般用医療機器 (クラス I)

販売名 マドックス大板装置

【禁忌、禁止】

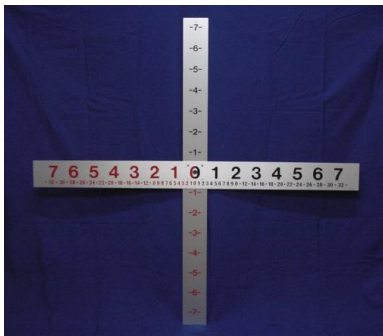
- ① 本品を曲げ、切削、打刻等二次加工は絶対にしない事
- ② 本器の使用方法は視力表等に準じます。

【保管方法及び有効期間】

- (1) 常温、常湿、ほこりの少ない所に置いて下さい。
- (2) 使用期限は特にありませんが、6年をめぐにご使用ください。

【形状、構造及び原理】

本器は十字型にクロスした眼位検査用尺度板で横板 140×10cm
縦板 132×10cm 枚の板で構成されている。
中心部には 20mm の固視用孔がとりつけられている。
140×132×15cm



【保守・点検に係る事】

- (1) 表面が埃等で汚れた場合は、軽く布等でふいてください。
- (2) 破損、故障や汚れた場合、交換又は修理して下さい。
- (3) その他、具合が悪くなった場合は修理してください。

【包装】

1台単位

【主要文献及び文献請求先】

株式会社 半田屋商店
住所 〒113-0033 東京都文京区本郷 3-37-4
TEL 03-3811-0087
FAX 03-3818-9695

【使用目的又は効果】

両眼視機能検査
眼位の計測 (上下左右方向)
検査距離 5m (又は 1m)
計測範囲 上下左右±7度

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称及び住所等】

株式会社 半田屋商店
住所 〒113-0033 東京都文京区本郷 3-37-4
TEL 03-3811-0087
FAX 03-3818-9695

【使用方法】

- (1) 本器の中心孔の裏側に豆電球、あるいは電気スタンド、懐中電灯等を点灯させます。
- (1) 被検者を本器の中心(0度)位置から通常5m離れた前面に立たせ、中心部(0度)の灯火を確認注視させます。
- (2) 被検者の一眼(検査眼)の前にマドックス氏小桿をその軸を水平にして装用します。他眼は0度に固視点が見え、一眼(検査眼)はマドックス氏小桿のため、上下に長い線状の光となって見えます。
- (3) 左右の眼底像は点と線になるため、検査眼の固有の眼位が計測出来ます。(線の出来る位置の目盛を読ませます) 水平眼位が計測できます。
- (4) マドックス氏小桿を90度回転させ、同様に垂直眼位を計測します。

【使用上の注意】

- (1) マドックス氏小桿を装用したときに見える赤状線を強く明視しないよう被検者に伝えます。赤状線を強く見ようとすると、赤状線が眼の直前に見えてしまい、他眼もこの赤状線に向かってしまい、不自然な内斜視状態を呈する事になります。
- (2) 目盛部分はなるべく触れないようにして下さい。